

— みんなが主役 協働と循環のまちづくり —
みんなのまちづくり事業実施要綱

(目的)

第1条 みんなのまちづくり事業（以下「まちづくり事業」という。）は、町民の創意を生かした個性的で魅力的なまちづくりを推進することを目的として、本町の地域課題の解決や地域の活性化に向けて、町民自らが企画し、自主的に取り組む事業を実施することにより、地域コミュニティの活性化、連帯感の醸成、地域環境の整備改善による活力ある地域社会を実現するために、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 まちづくり事業の対象事業者は、地域づくり団体、特定非営利活動法人及びグループ（以下「事業者」という。）とする。ただし、政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする団体については対象外とする。

(対象事業)

第3条 まちづくり事業は、事業者が自主的、主体的に行う事業とし次の各号に掲げる事業を基本とする。

- (1) 地域コミュニティ推進事業
- (2) 地場産業の育成事業
- (3) 地域環境・美化事業
- (4) 地域伝統文化の保存・継承事業

(補助対象外経費)

第4条 次の各号に掲げる経費は、補助金の交付対象としない。

- (1) 人件費
- (2) 飲食費
- (3) 団体の経常的な運営維持管理費

(補助金の限度額及び補助率等)

第5条 町は本事業の目的を遂行するため、石川町補助金等の交付等に関する規則及びこの要綱の定めるところにより、次の各号の区分により毎年度予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

- (1) 第3条の事業にあつては、事業費の4分の3以内かつ30万円以内で町長が定めた額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、みんなのまちづくり事業補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(交付決定)

第7条 町長は、提出された申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、事業者に対して補助金の額を決定し、みんなのまちづくり事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第8条 補助金の交付の決定の通知を受けた事業者は、みんなのまちづくり事業補助金交付請求書（様式第3号）を速やかに町長に提出しなければならない。

(変更申請等)

第9条 事業者は、補助金の交付決定を受けた事業内容に変更を生じた場合には、みんなのまちづくり事業（変更・中止）承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、承認を受けるものとする。

(実績報告)

第10条 事業者は、事業完了後1か月以内に、みんなのまちづくり事業実績報告書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 美しいまちづくり事業（平成17年4月1日施行）は、廃止する。

— みんなが主役 協働と循環のまちづくり —

みんなのまちづくり事業取扱要領

みんなのまちづくり事業については、下記により取り扱うものとする。

1 事業要望については、町民自らが企画し、自主的に取り組むソフト事業を基本とし、次の事業の中から要望することができる。ただし、これら以外にも地域自らの工夫により実施する事業が、地域の活性化に寄与すると認められる場合は、内容等を審査の上、採択することができるものとする。

(1) 地域コミュニティ推進事業

- ア 少子・高齢化対策事業
- イ 地域間交流事業
- ウ 地球温暖化防止対策事業
- エ 街並み等景観整備事業
- オ 地域情報発信事業

(2) 地場産業の育成事業

- ア 地域逸品発掘事業
- イ 産地直売所整備事業
- ウ 地産地消推進事業
- エ 地域資源活用事業

(3) 地域伝統文化の保存・継承事業

- ア まつり・盆踊り・民俗芸能等支援事業
- イ 歴史・伝統文化の保存、継承事業

(4) 地域環境・美化事業

- ア 共生の広場づくり事業
- イ 道路・河川等環境美化事業
- ウ 里山等保全活動整備事業
- エ 彩りのあるまちづくり事業

2 みんなのまちづくり事業実施要綱において、要綱第4条に規定する補助金の交付対象としないものの取り扱いは、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 人件費 事業を実施する団体に所属する個人及び法人に対して支出する人件費とし、報償費、委託料、使用料、賃借料、工事請負費等をいう。また団体に所属する個人及び法人において生業とする業務に対する支出は、契約の締結に基づき支出することができるものとする。
- (2) 飲食費 事業の実施における講師及びこれに類する来賓等に対する食糧費を除くほか、すべての飲食費は補助の対象から除外する。

3 補助対象団体

補助対象団体は、地域づくり団体（NPO法人を含む。）及びグループとする。グループについては、10名以上で組織された地域づくりに取り組み意欲のある団体とし、要綱第3条第2項に規定する事業の場合は、5名以上とする。

4 次に掲げる事業については、補助対象事業としない。

- ・ 宗教上の行事等に対し直接的な支出を伴う事業
- ・ 食糧費の支出が中心となる事業
- ・ 明確な目的を持たない研修旅行等
- ・ その他、補助金を支出することがふさわしくない事業

5 事業要望調書の提出時期は、3月から4月末日までを原則とする。

附 則

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

団体等

町

要望調書の提出 →
(4月末日まで)

事業要望の受付・・・地域づくり推進課

↓

事業の検討・・・地域づくり推進課

↓

事業の検討関係課との調整

- ・各課事業の確認・検討
- ・補助額の算出……各課
- ・事業量等の最終調整

↓

事業評価委員会

↓

← 補助金の内示

補助金内示通知の受理
補助金交付申請 →

補助金の交付決定

↓

← 補助金交付決定通知

← 補助金の交付

事業実施

↓

事業完了

↓

実績報告 →

(事業完了後1ヶ月以内に提出)

※事業に係る助言指導等の支援を行う。

・事業検査